

議題_現行運賃を適用する運行経路について

▼ 提案理由

あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会（以下、「協議会」という。）は、一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金について協議を行うため、道路運送法（以下、「法」という。）第9条第4項に基づき設置したものである。

協議会の設置後、これまで運賃等に関する協議を行っていないことから、今後、運行経路の一部変更等が生じた場合に、あま市一般乗合旅客自動車運送事業運賃料金協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第6条第1項に規定する軽微な事案に該当するかを判断するための基準となる運行経路を整理する必要がある。

このため、令和8年度第1回あま市地域公共交通会議（以下、「公共交通会議」という。）において協議が調った北部及び南部巡回ルートの一部変更後の運行経路を含め、別添「あま市巡回バスルートの現行運賃を適用する運行経路図」（以下、「運行経路図」という。）に記載した運行経路に、あま市巡回バス運行事業要綱（以下、「運行事業要綱」という。）に定める現行運賃及びその適用方法を適用することについて協議するものである。

▼ 書面協議とする理由

公共交通会議で協議が調った北部及び南部巡回ルートの一部変更については、令和8年9月1日からの実施を予定している。

一方で、当該ルート変更に係る手続については、変更予定日の1か月前までに必要書類を提出する必要があることから、速やかに協議を行う必要がある。

このため、今回は協議会設置要綱第5条に基づき、書面協議により実施するものである。

▼ 意見聴取の実施結果

法第9条第5項に基づき、協議事項について住民、利用者及びその他利害関係者から意見を聴取するため、市公式ウェブサイトにおいて意見募集を実施した。

意見募集の期間は、令和8年7月23日から令和8年7月29日までとし、対象は、市内に住所を有する方及びルートを変更することにより利害関係が生じる事業者とした。

募集期間中、1件の意見が寄せられた。内容は、現行運賃について金銭的負担を感じない旨及び木田駅南のルート変更について、信号のある交差点を通行する方が、歩道通行者、自動車及び巡回バス運転手にとって安心できるという趣旨のものであった。

当該意見は、現行運賃の適用に反対するものではなく、主にルート変更後の運行経路に関する意見であることから、本協議に支障となる意見ではないものとして取り扱う。

▼ 提案内容

運行経路図に記載した北部巡回ルート、南部巡回ルート及び東部巡回ルート（以下、「各ルート」という。）の運行経路について、運行事業要綱第10条、第12条及び別表第2に定める現行運賃及びその適用方法を適用することを提案する。

今回の協議により、運行経路図に記載した運行経路に現行運賃及びその適用方法を適用することについて協議が調った場合は、当該運行経路を基準として、今後、運賃等の実質的な変更を伴わない一部の運行経路変更等が生じた場合に、協議会設置要綱第6条に規定する軽微な事案として取り扱うことができるかを判断することとする。

ついては、運行経路図に記載した各ルートの運行経路に、運行事業要綱に定める現行運賃及びその適用方法を適用することについて、承認を求める。

以上